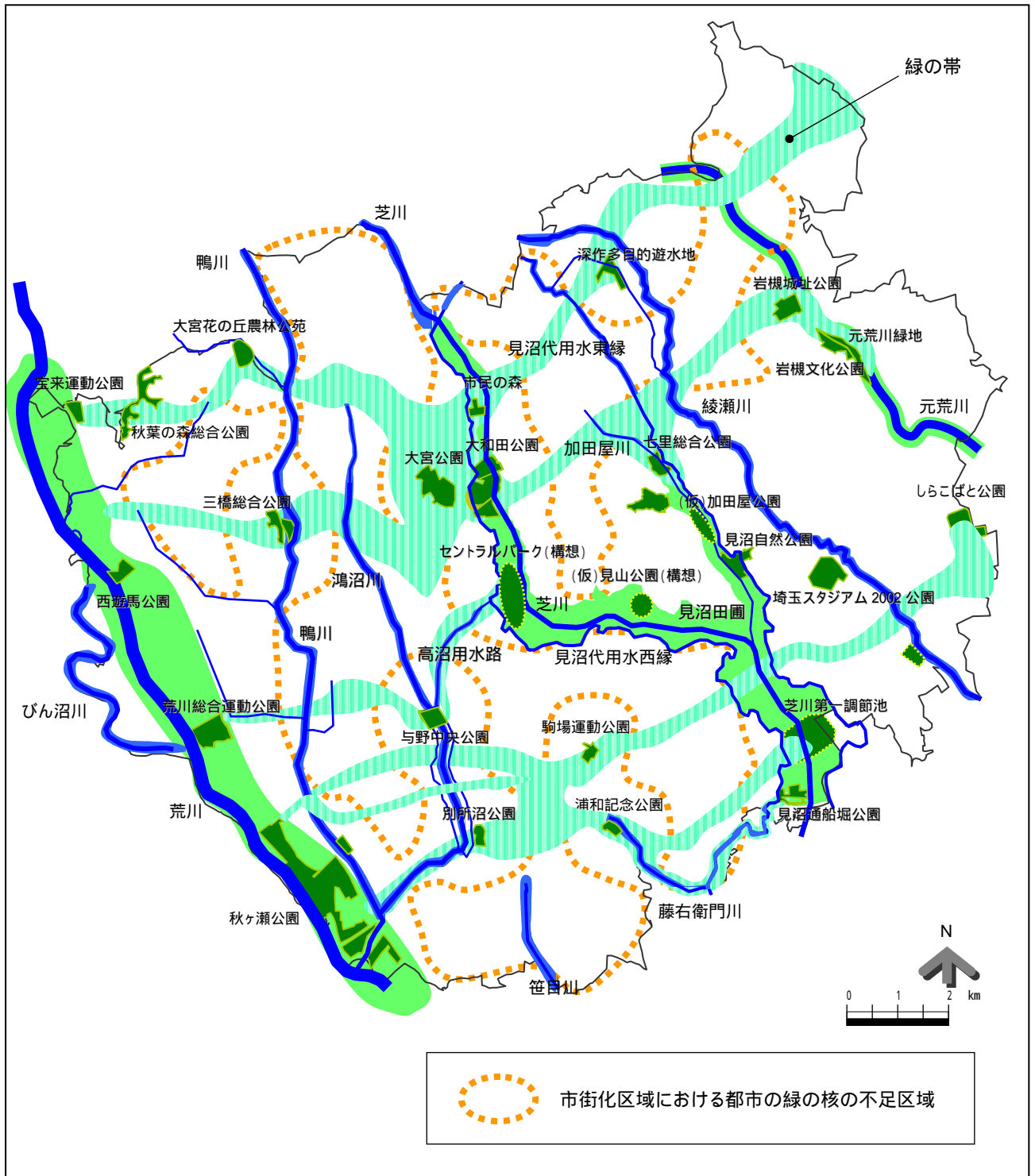


## (2) 都市の緑の核づくり

さいたま市を代表するような大規模な都市公園や農業公園、調節池などを都市の緑の核として位置づけます。このような緑の核は、都市環境の保全を先導し、都市に風格を与えるとともに、市民の憩いや自然とのふれあい、スポーツ・レクリエーションや地域活動などの場となります。また、災害に強い都市づくりの面からも重要な拠点となることが期待されます。都市の緑の核は、緑のシンボル軸・骨格軸を強化するように配置します。

都市の緑の核の配置検討図



## 都市基幹公園などの整備

都市基幹公園などの大規模な都市公園は、都市の風格を育てる緑です。都市基幹公園である総合公園と運動公園については、現状では市民1人当たり1.35㎡で、国の整備標準である市民1人当たり2.5㎡を大きく下回っており、配置のかたよりもあります。このため、都市基幹公園と広域公園などについては、緑のシンボル軸・骨格軸と関連づけ、緑のネットワークを形成するよう配慮しながら、整備標準以上の確保と、各区に対応した配置・整備を目指します。また、緑化率は50%以上とするとともに、水循環や空気の浄化などの環境保全を先導する整備や、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備、地域特性などを活かしたテーマのある整備に努めます。

- ・見沼通船堀公園・七里総合公園・秋葉の森総合公園・与野中央公園・合併記念見沼公園・(仮)見山公園(構想)・(仮)加田屋公園の整備・検討
- ・緑のシンボル軸・骨格軸の強化や自然環境の保全などを目的とした新たな都市公園の整備の検討

### セントラルパーク構想と合併記念見沼公園のイメージ



### 都市の緑の核となる都市公園の目標整備量

種別		現況整備量 (平成17年4月)		目標整備量 (平成32年度)	
都市基幹公園 ( P174)	総合公園 ( P174)	(10箇所)	72.10ha	240.60ha	400ha
	運動公園 ( P172)	(5箇所)	87.30ha		
広域公園 ( P173)	(2箇所)	81.20ha			
特殊公園 ( P174)	(1箇所)		23.87ha	50ha	
都市緑地 ( P175)	(4箇所)		139.82ha	250ha	
計		(22箇所)	404.29ha	700ha	

**用語解説**  
 都市公園  
 ( P175)  
 ユニバーサルデザイン  
 ( P176)  
 セントラルパーク構想  
 ( P174)

## 都市レベルの大規模なオープンスペースの整備

市民の森、大宮花の丘農林公苑など、都市公園以外の大規模なオープンスペースも緑の核として位置づけ、一層の市民利用の促進に努めます。また、ふるさとの緑の景観地など規模の大きな樹林地も、土地所有者の同意のもとさまざまな手法によって緑の核としての活用に努めます。さらに、深作多目的遊水地は豊かな水辺のピオトープとなっており、その維持に努めます。芝川第一調節池は、見沼田圃の自然環境の保全・創造・回復に役立つような空間づくりとして、生き物の生息環境を復元するとともに、レクリエーションの場として整備します。そのほかの調節池についても、生き物の生息などに配慮した整備に努めます。



深作多目的遊水地(見沼区)



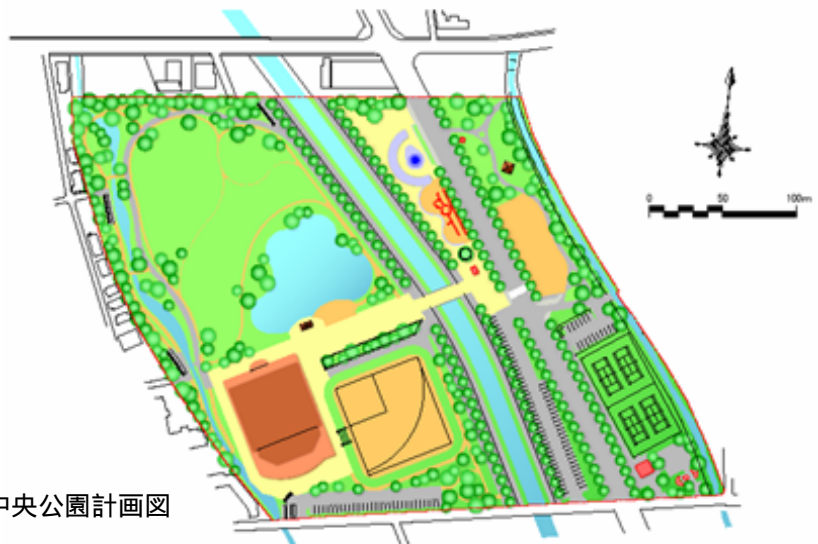
大宮花の丘農林公苑(西区)

## 災害の防止に役立つ緑の核づくり

市民が安心して住み続けるためには、安全な都市づくりを進めることが重要です。特に、都市の緑の核は、災害時における安全性を確保し、災害時のさまざまな活動を行ううえで大きな役割を果たします。このため、防災という観点から緑の核づくりに努めます。

### 広域避難地となる防災公園などの整備

避難路の確保と連動して、広域避難地となる都市基幹公園などのオープンスペースの確保に努めます。また、既存の公園を含めて防災機能の強化を図るよう、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの防災施設の整備を推進します。



与野中央公園計画図

### 用語解説

ふるさとの緑の景観地

( P175)

調節池

( P174)

### (3) 市街地を包む緑の保全・活用

西区北部、見沼区南部、緑区東部、岩槻区北部・南部に広がる雑木林・屋敷林・農地などがまとまっている区域や、荒川周辺と綾瀬川・元荒川周辺に広がる水田を中心とした農地は、市街地を包むように位置しており、気象の緩和、雨水の調節、あるいは生き物の生息場所など、環境を支える基盤として大きな役割を果たしています。このため、この一帯の区域では、樹林地や農地などの緑のまともに配慮した保全と活用に努めます。

#### まとまりのある樹林地の保全・活用・再生

西区北部、見沼区南部、緑区東部や岩槻区北部・南部は、武蔵野の面影を感じさせる地域です。このような豊かな緑を残す地域は市内でも少なくなってきており、貴重な自然環境の財産として保全と活用に努めます。

##### 緑のまともに配慮した保全制度の活用

県立安行武南自然公園として指定されている緑区東部や、西区北部、見沼区南部、岩槻区北部・南部の区域においては、新たな保全制度の活用の検討を含めて、まとまりのある緑の保全に努めます。また、重要な樹林地については、必要に応じてより担保性の高い制度へと移行していくよう努めます。

- ・ 県立安行武南自然公園の指定継続
- ・ 緑地保全地域や近郊緑地保全区域などの指定検討

##### 特別緑地保全地区・自然緑地などの指定

本市の貴重な樹林地については、今後、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定に努めていきます。特にクマガイソウの自生地周辺の樹林地などについては、クマガイソウの里として指定の位置づけを検討します。その他の樹林地についても、条例に基づく自然緑地や保存緑地などとしての維持と指定推進に努めます。

特別緑地保全地区の保全の方針は、次のとおりとします。

##### 特別緑地保全地区の保全の方針

指定の方針	貴重な生き物の生息がみられる樹林地や見沼田圃斜面林などのさいたま市として重要な緑、市街地における貴重な樹林地、近郊緑地保全区域・緑地保全地域のうちの重要な樹林地などを保全するために指定するものとします。
保全の方針	市民の利用が可能な樹林地などについては、公開するものとし、散策や環境学習の場などとしての活用に努めます。また、必要に応じて樹林地の再生に努めます。
施設の整備に関する方針	公開する場合は、樹林地などの環境に配慮し、園路、休憩施設などの整備に努めます。公開しない場合は、柵などを設置するほか、生き物の生息地を保全するために必要な施設の整備に努めます。
土地の買入れなどに関する方針	指定した地区については、計画的に公有地化の推進に努めます。また、公有地となった樹林地については、都市公園などとして管理するものとします。
管理協定に関する方針	指定した地区については、樹林地などを適正に保全するため、管理協定の締結に努めます。

#### 用語解説

- 自然公園 ( P173)
- 緑地保全地域 ( P176)
- 都市緑地法 ( P175)
- 自然緑地 ( P173)
- 保存緑地 ( P176)
- 管理協定 ( P172)

## 樹林地の活用・再生

まとまりのある貴重な緑の環境を活かし、緑に親しめる場として活用します。また、必要に応じて、良好な自然環境を回復するよう、再生に努めます。

- ・環境教育・環境学習の場としての活用
- ・自然環境が豊かな樹林地の再生
- ・市民参加による里やまづくりの場などとしての活用

---

## 農のあるまちづくり

---

農地は本市で最大の面積を占める緑であり、経済活動を通じて、さまざまな面から人と生き物のいのちを支えています。このような農地の保全・活用を進めて、農のあるまちづくりを推進します。

### 農地の持つ多面的機能や役割についての普及啓発

農地は食料生産の場であるばかりでなく、酸素の供給や二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環の確保、生き物の生息地、地産地消型農業の場などのさまざまな機能を持つとともに、人と生き物、人と人とのコミュニティの場にもなります。このような農地が持つ機能や役割について、さらに理解が深まるよう普及啓発に努めます。

### 農地の保全

優良な農地を保全するために、農用地区域の指定を継続し、農地面積を確保します。また、GIS(地図情報システム)を利用した複合土地管理システムにより質の高い農地の管理に努めます。さらに、地産地消を推進する仕組みづくりとともに、循環型農業や自然共生型農業を推進します。

### 農コミュニティを活用した協働による農のまちづくり

都市農業に対する理解を深めていくために、農地の積極的な活用に努めます。特に遊休農地については、農業体験を希望する市民やボランティアなどの団体と結びつけるよう努めます。

- ・農産物直売所・体験農園・農業公園などの農業交流拠点の整備
- ・児童体験農園やレクリエーション農園などの推進
- ・食農教育・環境教育の場としての活用
- ・環境作物の生産の場としての活用やたい肥化の推進
- ・ランドコーディネーターの育成

#### 用語解説

里やま	( P173)
地産地消	( P174)
農用地区域	( P175)
自然共生型農業	( P173)
農コミュニティ	( P175)
農産物直売所	( P175)
体験農園	( P174)
食農教育	( P174)
環境作物	( P172)
ランドコーディネーター	( P176)



荒川周辺の農地(西区)



綾瀬川周辺の農地(岩槻区)

#### (4) 緑の風の道づくり

本市は、見沼田圃や荒川などの大規模な緑地空間をはじめ、河川が夏季の風向きと合うように骨格を形成しています。これらの緑は、風の通り道となり、暑い空気を冷やす働きを持っています。このような本市の緑の骨格軸の働きに着目し、清涼な空気が都市内に流れ込み、ヒートアイランド現象を緩和できるよう活用していきます。

#### 緑のシンボル軸などの保全・強化

見沼田圃、荒川、元荒川や河川を風の通り道の軸とし、周辺を含めて緑の保全と整備を進め、強化していくよう努めます。

- ・見沼田圃にふさわしい緑の保全・整備
- ・荒川河川敷の緑の保全
- ・元荒川などの河川周辺の緑の保全・創出
- ・緑のシンボル軸・骨格軸を強化する都市基幹公園などの整備



荒川(西区)



芝川と見沼田圃斜面林(見沼区)



元荒川(岩槻区)



#### 用語解説

風の道

( P172)